

令和元年度

定期監査報告書

岩美町監査委員

岩 発 監 第 3 号  
令和元年9月5日

岩 美 町 長  
岩 美 町 議 会 議 長  
岩 美 町 教 育 委 員 会 教 育 長  
岩 美 町 農 業 委 員 会 会 長  
岩 美 町 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長  
様

岩美町監査委員 寺谷 信一郎

岩美町監査委員 澤 治 樹

### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、令和元年度定期監査を実施したので、同条第9項によりその結果を次のとおり報告します。

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査実施年月日及び部所

年 月 日	部 所
令和元年	
6月26日(水)	大岩保育所、浦富保育所、みなみ保育所
27日(木)	中央公民館、給食センター、岩美北小学校
28日(金)	岩美南小学校、岩美西小学校、岩美中学校
7月2日(火)	議会事務局、出納室、教育委員会事務局
3日(水)	福祉課、健康長寿課
4日(木)	岩美病院、総務課
9日(火)	企画財政課、産業建設課
10日(水)	税務課、住民生活課
11日(木)	商工観光課 環境水道課

##### 2 監査の対象

平成30年度に係る地方自治法第199条第1項及び第2項に規定されるもの。

### 3 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について提出された資料、その他提示のあった関係書類に基づいて監査手続を実施した。

### 4 監査の要点

- (1) 予算執行に関すること。
  - ① 収入事務について。
  - ② 支出事務について。
  - ③ 工事事務について。
- (2) 経営に係る事業の管理に関すること。
- (3) 補助事業に関すること。
- (4) 財産・備品に関すること。
- (5) 事務事業の管理に関すること。
- (6) 前年度指摘事項の改善等処置状況に関すること。

## 第2 監査の結果及び意見

地方自治法及び岩美町監査委員条例に基づき、財務に関する事務の執行、及び経営に係る事業の管理について適正かつ効率的に行われているかを主眼に監査した。

あわせて、各課の管理職全員に前年度の反省と、今後の取組課題や方針について聞き取りを行った。

財務に関する事務の執行、及び経営に係る事業の管理に関する一般的評価において、関係法令等の適用、予算執行の手続き方法について、適正な事務並びに管理が行われていると認める。

一方、本町の財政を考えると、町税収入額はここ数年順調に推移していたが、地方税総額 1,026,856,036 円、対前年度比 4,144,168 円の減となった。これは、個人町民税や軽自動車税は順調に推移したが、法人町民税と3年に一度の評価替えの年度に当たり固定資産税で減となったことが要因している。人口増加の都市部では、地価が上昇し、人口減少の地方はおしなべて下落している。このような現象は、日本国内の人口の偏りで発生する。国において諸施策が講じられているが、なかなか進まないのが現実である。

収入未済額は 58,032,575 円となり、前年度より減となっているが、税の公平性を考えると、より一層の縮減に努められたい。

また、税、使用料、負担金等の収入未済額は 171,329,381 円となっている。延滞への取組については、月1回程度開催される「収納調整会議」の効果もあり、一定の成果が見られる。今後も一層の熱意をもって、法令に基づく権限を行使し、滞納整理に努められたい。

また、職員の不適切事務等の防止策として、各課内で課独自の検査マニュアルを作成し、相互検証を定期的に行う事を提案したい。

最後に、岩美町地域創生総合戦略人口ビジョンによると、本町の人口は令和8年には10,243人との目標数字をあげ、人口減少対策に取り組んでいる。

本年度は、平成27年9月に策定された地方創生に関する「岩美町地域創生総合戦略」の最終年度となる。将来の町づくりの方向性を示す「第10次岩美町総合計画」とも連携して人口減少対策を推進されたい。

なお、改善若しくは留意、検討を求めたい課題については、本町行政機構、所管の区分により次のとおり表明する。

一層の工夫や改善を図り、解決することを期待する。

## 記

### 《総務課》

- (1) 近年、災害が全国各地で発生しており、岩美町でも、災害時に避難所等を開設するに至っている。しかし、地域の防災組織体制に温度差があり、各自治会組織のうち町への結成届が提出されている地域は、陸上、小羽尾、大羽尾、牧谷、浜浦富、岩本、大谷、本庄、小田、長谷、蒲生地区の11地域にとどまっている。今後も継続して、自主防災組織設立に向けた取組を行われたい。
- (2) 本庁舎が平成8年に建築されて23年経過し、老朽化が見られる。修繕、更新、設備変更等、計画的に実施されたい。あわせて本庁舎より古い町の管理施設もあり、災害時の対応等を考え、全体的な検討が必要と考える。
- (3) 令和2年度の地方自治法改正に伴う臨時職員の処遇について、早急に制度を構築されたい。

### 《企画財政課》

- (1) 代替バスの運営については、交通実態アンケート結果を踏まえ、交通事業者や地元代表者と協議を行い、路線の見直し、運営方法等について検討するとともに、健全化を図られたい
- (2) 平成27年度に制定された「岩美町地域創生総合戦略」の最終年度に当たり、目標の未達成項目について再度取組強化を行い、目標の達成を図られたい。

- (3) 町の活性化にチャレンジする職員を養成することを目的とした、役場若手職員による「協働の地域づくりプロジェクトチーム」が平成 29 年度は 6 チーム編成されたのに対し、平成 30 年度は 1 チームしか編成されず、職員の意欲低下が見られる。今後も協働の地域づくりにむけ、若手職員が活発に町の活性化に取り組めるよう支援並びに職員の意識の向上に努められたい。

#### 《税務課》

- (1) 自主財源である個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の収入率は前年に比べて上昇している。しかし、滞納額は依然として多額に上っている。また、不納欠損処分として個人町民税 1,958,800 円 (11 人)、法人町民税 44,000 円 (1 件)、固定資産税 1,829,800 円 (7 人)、軽自動車税 107,700 円 (5 人)、国民健康保険税 3,361,700 円 (7 人)、合計 7,302,000 円を実施している。  
納税の公平性や「悪質な滞納は許さない」の理念に基づき徴収強化を今後も図られたい。
- (2) 今後も外国人技能実習生の増加は予想され、実習を行う企業関係者に対して各種制度（租税条約、賦課の仕組み、第三者納付など）を引き続き周知徹底されたい。

#### 《住民生活課》

- (1) 平成 30 年度末における住宅使用料の収入未済額が、過年度分 18 世帯 7,034,455 円と平成 30 年度分 16 世帯 3,014,300 円との合計で 24 世帯 10,048,755 円となっている。前年度 (平成 29 年度) 末に比べ 2,388,698 円と大幅に増加している。住宅入居時の連帯保証人からの徴収を含め、住宅使用料の収入未済額減少に強力に取り組まれたい。  
なお、町営住宅等の老朽化に伴う整備については、「岩美町公営住宅等長寿命化計画」に基づくとともに時代に合致しているかを調べ、新しい町営住宅の在り方を検討されたい。
- (2) 平成 27 年度に策定された「第 1 期 岩美町子ども・子育て事業支援計画」の最終年度に当たり、事業計画等の検証を行い、第 2 期の計画を立てられたい。
- (3) 児童や保護者と密接に関わることができる保育所においては、「岩美町地域子育て支援ネットワーク協議会」などの関係機関と連携を図って児童虐待を防止するとともに、職員の意識の向上と共有に努められたい。

(4) 後期高齢者医療保険料の平成 30 年度末の収入未済額は 581,000 円であり、前年度(平成 29 年度)末に比べ、36,000 円減少している。

引き続き、鳥取県後期高齢者医療広域連合の保険料滞納対応取扱基準に沿って、未収金の回収に努められたい。

(5) 平成 27 年度より国の施策として取り組まれている「マイナンバー制度」のカード発行率は 10.5% (全国平均 13%) と低いですが、今後は保険証代わりとなるなど、利便性の向上が見込まれる。より一層のきめ細かな制度の説明、周知、情報提供を図られたい。

#### 《産業建設課》

(1) 令和元年度から、新たな森林経営管理制度が開始となり、森林環境譲与税が交付される。新たな制度を活用しながら、更なる林業の振興を図られたい。

(2) 本町の基幹産業である農林水産業従事者の高齢化が進んでいる。様々な支援策が講じられているが、「第 10 次岩美町総合計画」の担い手の確保・育成の 35 人の目標にはほど遠い。今後もあらゆる支援を行い、担い手不足解消に努められたい。

(3) 有害鳥獣被害は、依然として増加の一途であり、捕獲と個体処理などを含む総合的な支援策を講じ、狩猟者の意欲向上につなげられたい。

#### 《商工観光課》

(1) 商工会と共同で実施した町内事業所実態調査の 30% の事業所が廃業する予定で、更にそのうち 35% が 5 年以内の廃業を考えているという驚くべき結果は、早急に取り組むべき課題と考える。この結果を受け、商工会、金融機関と連携して事業所の承継・存続の取組を支援するとともに、町外からの企業誘致を図るなど、雇用の拡大に努められたい。

(2) 鳥取西道路の開通に伴い、岩美町の魅力を最大限に発信し、岩美ジオフィールドへの鳥取県西部方面からの観光客の誘客を図られたい。併せて案内看板や案内所など、インバウンド(訪日外国人客)対応の整備に引き続き努められたい。

#### 《環境水道課》

(1) 環境に配慮したまちづくりの推進として、「第 10 次岩美町総合計画」の目標数値にむけ、可燃ごみ年間処理量の減、紙類の年間リサイクル量の増、太陽光等発電能力の増の推進に努められたい。

(2) 水道事業会計について

過年度分の水道料金の未収金額は、平成 30 年度末現在、214 件、5,408,139 円と件数、金額とも前年同期と比べて増加している。

滞納整理は「岩美町給水停止取扱要綱」に従い、厳正に取り組まれない。

また、設備の老朽化問題は避けて通れない。安心、安全な水を継続して供給するため、老朽化対策を継続されたい。

(3) 下水道事業会計について

下水道には接続しているが、受益者負担金を滞納している件数は、平成 30 年度末現在 10 件、金額は 400,917 円と件数、金額とも前年同期と比べて減少しているが、引き続き徴収に努力されたい。

なお、不納欠損処分 1,171,380 円（7 人）を相続放棄、生活困窮などにより実施している。うち 1,164,030 円は受益者負担金である。

定期的に現状を十分に理解した催促をし、不納欠損とならないよう留意されたい。

《教育委員会》

- (1) 虐待については、現時点では虐待と言える事象は見受けられないが、細心の注意を払い観察、情報収集をするとともに、教育委員会と学校が連携して虐待防止に取り組まれない。なお、発生した場合は、統一した書式の記録簿を作成し、適切に管理されたい。
- (2) 中央公民館については、10 月 3 日にオープンする。町民へ公民館と図書館の機能を併せ持つ複合施設としての利便性、機能を PR するとともに、利用しやすい体制を整備されたい。
- (3) 岩美高校の魅力化については、コーディネーターの任期最終年度であり、今後の方針は学校と連携して進められたい。

《福祉課》

- (1) 福祉の充実は、「第 10 次岩美町総合計画」に掲げられた地域における支え合いの目標達成に向けて、保健、医療、福祉だけでなく、教育、雇用、建設などあらゆる分野と連携して推進を図るとともに、必要な場所で適切な支援を受けられるよう努められたい。
- (2) 子どもの貧困対策推進法が改正され、都道府県のみにも求められていた「子どもの貧困対策計画」の策定が新たに市町村にも求められ、努力義務が課せられた。市町村の果たす役割を受け止めて、課題に真摯に取り組まれない。
- (3) 平成 30 年度の生活保護状況は、85 世帯 96 人となり、前年度比 6 世帯、5 人の増となっている。自立を図るため、生活保護受給者の就労支援については目標を設定し、委託契約をしている NPO 法人と連携して行われたい。

### 《健康長寿課》

- (1) 介護保険料の収入未済額は、過年度分 8,211,910 円（67 人）と平成 30 年度分 2,525,100 円（54 人）との合計 10,737,010 円であり、前年度（平成 29 年度）末に比べ 1,349,270 円減少している。なお、不納欠損処分 2,656,570 円（20 人）を本人死亡、相続放棄などにより実施している。  
制度の内容を十分に説明するとともに、滞納が見受けられる場合は、早期に対応し、分納等を勧めるなど負担の公平性が図られるよう強力で推進されたい。
- (2) 健康増進事業のがん検診受診率は、受診券をブック式にするなどの受診勧奨により前年度より全体としては上昇しているが、「第 3 次岩美町健康づくり計画」にも記載されている国、県の目標数値 50%には到達していない。引き続き、検診の必要性を説明し、受診勧奨に取り組み、受診率の向上を図られたい。

### 《岩美病院》

- (1) 病院を取り巻く環境は、患者数の減少や医療従事者の不足など相変わらず厳しいものがある。引き続き、「第 10 次岩美町総合計画」に掲げられた目標の①病院間の連携強化、②退院支援に向けた地域連携室の充実、③療養病棟機能の見直し、④訪問診療の拡充、⑤通所リハビリテーションの充実に取り組み、質の高い医療を提供し、町民に信頼され、いつも安心して利用できる病院運営に努められたい。
- (2) 窓口未収金について  
平成 30 年度末残額は、5,245,304 円で、前年度に比べ 495,274 円減少している。  
引き続き滞納者宅への臨戸訪問や納付相談を行い、分納等あらゆる方策を検討するとともに、滞納者へ納付を促すなど滞納件数や滞納額の減少に努められたい。



平成30年度末 税、使用料、負担金等収入未済額状況調べ

(単位:件、人、円)

会計名	区 分	収 入 未 済 額									摘 要
		過年度分(平成29年度まで)			平成30年度発生額			平成30年度末収入未済額合計			
		件数	実人員	金 額	件数	実人員	金 額	件数	実人員	金 額	
一般 会計	個人町民税	713	130	15,699,868	230	95	3,542,498	943	194	19,242,366	
	法人町民税	13	3	616,600	5	5	250,000	18	6	866,600	
	固定資産税	1,975	135	29,631,645	435	116	6,491,000	2,410	162	36,122,645	
	軽自動車税	230	72	1,390,764	55	46	410,200	285	93	1,800,964	
	督促手数料(町税)	2,996	257	299,600	734	221	73,400	3,730	348	373,000	
	(町税 計)	5,927	597	47,638,477	1,459	483	10,767,098	7,386	803	58,405,575	町税合計
	児童福祉費負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	保育料
	住宅使用料	402	18	6,731,255	129	16	2,871,600	531	27	9,602,855	町営住宅家賃
	住宅駐車場使用料	249	12	303,200	109	15	142,700	358	18	445,900	
	督促手数料(住宅使用料)	373	21	37,300	131	16	13,100	504	27	50,400	
小 計	6,951	648	54,710,232	1,828	530	13,794,498	8,779	875	68,504,730		
国保 会計	国民健康保険税	1,890	166	63,802,893	565	102	11,922,765	2,455	195	75,725,658	国保税の件数は、一般分と退職分が、混合する世帯があるため、計と全体の値が一致しない。
	(一般分)	1,847		61,812,542	565		11,922,765	2,412		73,735,307	
	(退職分)	73		1,990,351	0		0	73		1,990,351	
	督促手数料	1,838	166	183,800	557	102	55,700	2,395	195	239,500	
	小 計	3,728	332	63,986,693	1,122	204	11,978,465	4,850	390	75,965,158	
住宅 会計	貸付金元利収入	2	2	5,460,084	2	2	862,972	2	2	6,323,056	住宅新築資金
	小 計	2	2	5,460,084	2	2	862,972	2	2	6,323,056	
集排 会計	農業集落分担金	5	2	300,650	0	0	0	5	2	300,650	受益者分担金
	漁業集落分担金	8	2	382,660	0	0	0	8	2	382,660	受益者分担金
	農業集落使用料	4	1	50,619	2	2	17,228	6	2	67,847	
	漁業集落使用料	18	8	507,759	14	14	289,730	32	16	797,489	
	督促手数料	21	3	2,100	0	0	0	21	3	2,100	
	小 計	56	16	1,243,788	16	16	306,958	72	25	1,550,746	
公共 下水道 会計	下水負担金	24	12	1,416,784	4	3	344,600	28	14	1,761,384	受益者負担金
	下水道使用料	133	38	5,188,615	51	50	1,382,682	184	69	6,571,297	
	督促手数料	89	13	8,900	16	3	1,600	105	15	10,500	
	小 計	246	63	6,614,299	71	56	1,728,882	317	98	8,343,181	
介護 保険 会計	介護保険料	657	67	8,211,910	178	54	2,525,100	835	121	10,737,010	1号被保険者分
	督促手数料	657	67	65,700	168	51	16,800	825	118	82,500	
	小 計	1,314	134	8,277,610	346	105	2,541,900	1,660	239	10,819,510	
後期 高齢者 医療 保険 会計	後期高齢者医療保険料	25	4	567,100	2	1	13,900	27	5	581,000	被保険者保険料
	督促手数料	25	4	2,500	2	1	200	27	5	2,700	
	小 計	50	8	569,600	4	2	14,100	54	10	583,700	
合 計											
		12,347	1,203	140,862,306	3,389	915	31,227,775	15,734	1,639	172,090,081	

(注) 件数は、のべ件数で表している。